

令和6年12月17日招集

令和6年第8回琴浦町議会定例会

【諸般の報告】

報告第14号 専決処分について〔建設工事請負変更契約の締結について（東伯総合公園サッカー場夜間照明等新設工事）〕

報告第14号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、
つぎのとおり専決したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

1 建設工事請負変更契約の締結について

〔東伯総合公園サッカー場夜間照明等新設工事〕

令和6年12月17日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、
下記事件を別紙のとおり専決する。

記

建設工事請負変更契約の締結について

〔東伯総合公園サッカー場夜間照明等新設工事〕

令和 6 年 1 2 月 3 日

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和6年6月14日付の当初契約で議決を得た、東伯総合公園サッカー場夜間照明等新設工事について、「議会の権限に属する事項中、町長において専決処分すべき事項の指定について」の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

○第1回変更契約後

工 事 名：東伯総合公園サッカー場夜間照明等新設工事

工 事 場 所：琴浦町大字田越560

工事完成期限：令和7年2月28日

請 負 金 額：158,336,200円

契 約 の 方 法：限定公募型指名競争入札

契 約 者：【氏名】東伯総合公園サッカー場夜間照明等新設工事

井木組・若松組 特定建設工事共同企業体

【代表者住所】鳥取県東伯郡琴浦町大字赤碕2000番地1

【代表者氏名】株式会社 井木組 代表取締役 井木 敏晴

【構成員住所】鳥取県東伯郡琴浦町大字松谷5番地1

【構成員氏名】株式会社若松組 代表取締役 川瀬 光知夫

変更後	変更前
工事完成期限 <u>令和7年2月28日</u> 請 負 金 額 <u>一金 158,336,200 円</u>	工事完成期限 <u>令和7年1月24日</u> 請 負 金 額 <u>一金 151,580,000円</u>

備考 変更部分は下線の部分である。

※6,756,200円の増額

【増額の主な理由】

防球ネット支柱の変更、発生材処分費の増、転石撤去処分費の追加によるもの。